労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 第23条第5項の規定に従い、 下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

対象期間	2024年2月1日 ~ 2025年1月31日
許可番号	13-308402
(ふりがな)	かぶしきかいしゃしすてむまねーじめんと さっぽろしすてむぶ
事業所の名称	株式会社システムマネージメント 札幌システム部
事業所の所在地	〒003-0801 北海道札幌市白石区菊水一条3-1-5 メディア・ミックス札幌

1. 派遣労働者の数

派遣労働者の数(2025年6月1日時点)	4人
----------------------	----

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先事業所数(2024年度実績) 3件

3. 派遣料金・賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額(1日8時間当たりの額)	40,605円
派遣労働者の賃金の額の平均額(1日8時間当たりの額)	25,953円
マージン率(小数点第2位以下を四捨五入)	36.1%

※マージン率=(派遣料金の平均額-派遣労働者の賃金平均額)÷派遣料金の平均額 派遣料金の中には、派遣元事業者として会社負担する社会保険料や有給休暇に係るコストに加え、交通費、通信費など が含まれています。

また、社会保険料は健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険が含まれています。

4. 教育訓練に関する事項

- ・セキュリティ教育: 年2回(方法: Off-JT、賃金; 有給、実施主体:派遣元、派遣労働者の費用負担:なし)
- ·個人情報保護教育:(方法:Off-JT、賃金;有給、実施主体:派遣元、派遣労働者の費用負担:なし)
- ・職能別教育(方法:Off-JT、賃金;有給、実施主体:派遣元、派遣労働者の費用負担:なし)
- ・技術者研修(方法:OJT、賃金;有給、実施主体:派遣元、派遣労働者の費用負担:なし) など

5. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

- •社会保険制度
- •有給休暇制度
- ・育児、介護休業および介護休暇制度
- •定期健康診断
- •慶弔見舞金
- •計画有給、誕生日有給

6. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労働者派遣法30条の4 第1項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間終期	2026年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者